

第 年 月 日
号

経営開始資金交付決定通知書

様

堺市長



年 月 日付けで申請のあった経営開始資金について、堺市新規就農者育成総合対策交付要綱第5の(4)の規定に基づき、申請の内容が適当であると認められるため、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

氏 名	
住 所	
交付対象期間	年 月 日～ 年 月 日
今回決定した資金の対象期間	年 月 日～ 年 月 日
今回決定した対象期間の交付金額	

【注意】

- 1 青年等就農計画等、交付申請書の記載内容を変更するときは、変更手続きが必要となりますので、必ずあらかじめ申し出て指示に従ってください。
- 2 追加の設備投資を要しない程度の経営面積の拡大や品目ごとの経営面積の増減等の軽微な変更については手続きは不要です。
- 3 以下に該当する場合は資金の返還対象となります。
 - (1) 交付要件を満たさなくなった場合
 - (2) 農業経営を中止した場合
 - (3) 農業経営を休止した場合
 - (4) 就農状況報告を行わなかった場合
 - (5) 就農状況の確認等により、適切な農業経営を行っていないと市長が判断した場合
 - (6) 国が実施する報告の徴収又は立入調査に協力しない場合
 - (7) 虚偽の申請等を行った場合
 - (8) 経営開始資金の交付期間と同期間、同程度の営農を継続しなかった場合
- 4 この決定は、今回決定した資金の対象期間についてのみ有効であり、この期間以降については、予算の範囲内においてその都度決定します。